主 文

原判決中、上告人ら敗訴の部分を破棄し、右部分を東京高等裁判所に差 し戻す。

理 由

上告代理人加藤晃、同五三雅弥の上告理由第一ないし第三について。

上告人(第一審原告)らが原審の第八回口頭弁論期日(昭和四〇年三月」日)に おいて陳述したいわゆる「請求の趣旨の拡張および請求原因変更の申立」書には、 「第一審原告A1外二名、第一審被告B1電鉄株式会社外二名、右当事者間の昭和 <u>三八年(ネ)第三二〇号、同年(ネ)第四七〇号損害賠償請求控訴事件について、</u> 第一審原告らは左記のとおり請求の趣旨を拡張し、また請求原因を一部変更する」 および「請求の趣旨を次のとおり拡張する。「第一審被告等は各自第一審原告(上 告人) A 1 に対し金七九万七、〇一六円、同A 2 に対し金六七万九、一〇四円、同 A 3 に対し金五九万七、○一六<u>円及び右金員に対する昭和三二年六月一日以降支払</u> <u>ずみに至る迄、年五分の割合による金員の支払をせよ、訴訟費用は、第一、二審共</u> 第一審被告等の負担とする」との判決および仮執行の宣言を求める」とし、その趣 旨にそつて請求の原因の一部を変更する旨の記載がなされている。そして、前記事 件番号中の原審裁判所昭和三八年(ネ)第三二〇号事件は、東京地方裁判所昭和三 四年(ク)第四六九七号事件判決に対し、被上告人(第一審被告)らの控訴の申立 にかかる事件であることは記録上明らかであって、この記載により前記第二審事件 の第一審裁判所の判決を知ることができる。また、右記載により、第一審判決で被 <u>上告人(第一審被告)B1電鉄株式会社、同B2の関係りおいて全部勝訴した上告</u> 人(第一審原告)らが、第二審で拡張した請求についてこれを認容すべき旨の判決 <u>を求める附帯控訴の趣旨が表現されているものと解</u>するのが相当である。したがつ <u>て、上告人(第一審原告)らのした第二審における前記請求の趣旨の拡張は、実質</u> <u>的にみれば、なお附帯控訴にほかならないものと解すべきである(当裁判所第二小法廷判決昭和三一年(オ)第九一〇号、同三二年一二月一三日民集一一巻一三号二一四三頁、第三小法廷判決同三九年(オ)第一二四五号、同四〇年六月八日民集一九巻四号九五六頁各参照)。</u>

しかるに、原審が、これと異なり、前記の「請求の趣旨の拡張」をただちに許されないものとしてその申立を却下したのは、法令の解釈をあやまつたものというべく、論旨は理由があり、原判決はこの部分について破棄を免れない。

よつて、原判決中、被上告人両名との関係における上告人ら敗訴の部分を破棄して、右部分を原審に差し戻すこととし、民訴法四〇七条一項にのつとり、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判	長裁判官	大	隅	健一	郎
	裁判官	入	江	俊	郎
	裁判官	長	部	謹	吾
	裁判官	松	田	_	郎
	裁判官	岩	田		誠